

昭和二十五年二月二十日提出
質問 第四六号

公職選挙法案に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年二月二十日

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

提出者 土橋一吉

公職選挙法案に関する質問主意書

目下提案を予想されている公職選挙法案の第二百七十條の規定によれば、病院その他療養施設に入院加療中の者に対しては、その入院加療中の場所にその住所があるものと推定してはならないとあるようであるが、現実には身寄りもなく、病院、療養所に長年住みついている者が少なくない。かかる場合に、同條第二項のように、その場所を住所と推定してはならないとなれば、第三項の規定にもかかわらず、選挙権の行使を妨げることになる。

固より、公職選挙法案は衆議院の選挙法改正に関する調査特別委員会の起草に成るものであるが、これに対する政府の見解如何。

右質問する。